

徳島空港利用促進協議会助成事業実施要領

1 目的

徳島県における航空路を通じた交流を拡大することにより、経済、産業及び文化の振興等を図るため、徳島阿波おどり空港の利用促進に向けた助成事業を実施する。

2 助成事業の種類

徳島空港利用促進協議会において、予算の範囲内で次に掲げる助成事業を実施する。

- (1) アウトバウンド国際チャーター便助成事業
- (2) 国際便運航助成事業（インバウンド国際チャーター便）
- (3) 国際便運航助成事業（インバウンド国際チャーター便（連続））
- (4) 国際便運航助成事業（国際定期便）
- (5) 国際双方向チャーター旅行商品造成支援事業
- (6) インバウンド国際チャーター着陸料助成事業
- (7) 国内チャーター便助成事業
- (8) 航空会社利用促進企画助成事業
- (9) 徳島阿波おどり空港新規路線利用企画旅行商品広報費助成事業
- (10) 国内チャーター旅行商品造成支援事業

3 助成条件等

助成事業に係る、助成対象、交付条件、助成額等は別表に掲げるとおりとする。

ただし、特別の事情がある場合の助成条件等は、会長が別に定める。

4 助成金交付の手続

- (1) 助成金交付の手続で使用する言語及び助成金の交付方法は次のとおりとする。
 - ① 使用言語：日本語
 - ② 助成金の交付方法：日本円による銀行振込（振込先は日本国内の金融機関に限る。）
- (2) 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、助成金交付申請書（様式第1号）に必要な書類を添えて、原則、事業開始日の7日前（2の(4)に掲げる事業については、助成金の交付を受けようとする年度の最初の便が運航するとき）までに提出しなければならない。
- (3) 会長は、助成金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類等を審査のうえ、速やかに助成金の交付の決定をするものとする。また、交付の決定をしたときは、助成金交付決定通知書（様式第2号）により、速やかにその決定内容及びこれに付した条件を申請者に通知するものとする。
- (4) 申請者が交付決定のあった助成事業の内容の変更・中止（廃止）をする場合においては、助成事業変更等承認申請書（様式第3号）に必要な書類を添えて提出し、承認を得なければならない。
- (5) 会長は、助成事業の変更等承認の申請があったときは、当該申請に係る書類等を審査のうえ、速やかに変更等の承認の可否を決定するものとする。また、変更等の承認の決定をしたときは、助成事業変更等承認通知書（様式第4号）により、速やかにその承認内容を申請者に通知するものとする。
- (6) 会長は、必要があると認めるときは、申請者に助成事業の遂行の状況に関し、報告を求めるものとする。
- (7) 申請者は、助成事業が完了したとき（2の(4)に掲げる事業については、助成金の交付決定を受けた年度の最終便を運航したとき）は、事業完了の日から起算して30日を経過した日又は助成金の交付決定を受けた年度の3月31日のいずれか早い期日までに助成事業実績報告書（様式第5号）に必要な書類を添えて、報告しなければならない。ただし、2の(9)に掲げる事業については、助成事業実績報告及び請求書（様式第6号）により実績報告と助成金の請求を同時に行うものとする。
- (8) 会長は、助成事業（2の(9)に掲げる事業を除く。）の実績報告があったときは、当該報告書等を審査のうえ、助成金の額の確定をするものとする。また、額の確定をしたときは、助成金の額の確定通知書（様式第7号）により、速やかにその確定内容を申請者に通知するものとする。
- (9) 申請者は、助成金の額の確定通知を受け取ったときは、速やかに助成金請求書（様式第8号）により助成金の請求をしなければならない。
- (10) 会長は、助成事業実績報告及び請求書又は助成金請求書を受理した後に、必要事項を確認の上、助成金を交付するものとする。
- (11) 会長は、申請者が交付決定の内容等に違反したと認めるときは、交付すべき助成金の額の全部または一部を取り消すことができる。なお、助成金の交付後においても同様とし、この場合、助成金の返還請求を行うことができる。

5 附則

この実施要領は、平成24年4月1日から施行する。

この実施要領の一部改正は、平成25年4月1日から施行する。

この実施要領の一部改正は、平成25年6月27日から施行する。

この実施要領の一部改正は、平成26年4月28日から施行する。

この実施要領の一部改正は、平成27年5月14日から施行する。

この実施要領の一部改正は、平成28年5月31日から施行する。

この実施要領の一部改正は、平成29年4月1日から施行する。

この実施要領の一部改正は、平成30年4月1日から施行する。

No.	事業名	助成対象	交付条件	助成額	申請者
1	アウトバウンド国際チャーター便助成事業	○国外への海外旅行（アウトバウンド）客の輸送を目的とする旅客チャーター便。	○徳島阿波おどり空港を発着する旅客チャーター便であること。	片道当たり 75千円	用機者
2	国際便運航助成事業（インバウンド国際チャーター便）	○国外からの訪日（インバウンド）旅客の輸送を目的とする旅客チャーター便。	○徳島阿波おどり空港を発着する旅客チャーター便であること。 ○当該チャーター便に搭乘する訪日旅客が徳島県内の宿泊施設に1泊以上（1旅行商品当たり）すること。	○No. 2 以下の①～④の合算額以内 ○No. 3、4 以下の①～⑤の合算額以内 ①着陸料の 1／2 ②航行援助施設利用料の2／3 ③施設使用料の2／3 ④ハンドリング費用の2／3 ⑤ハイジャック検査料の2／3	用機者若しくはチャーター便又は定期便を運航する航空会社
3	国際便運航助成事業（インバウンド国際チャーター便（連続））	上記に加え次の要件を満たす場合 ○3便以上それぞれ異なる訪日旅客を輸送する運航計画により、徳島飛行場の使用申請を行い、3便以上それぞれ異なる訪日旅客を輸送したものの。			
4	国際便運航助成事業（国際定期便）	○旅客の輸送を目的とする国際定期便	○徳島阿波おどり空港を発着する定期旅客便であること。		
5	国際双方向チャーター旅行商品造成支援事業	○インバウンド国際チャーター便と組み合わされた徳島阿波おどり空港発のアウトバウンド国際チャーター便に係る企画旅行商品造成に関するパンフレットの作成や新聞・雑誌への広告掲載等。	○インバウンド国際チャーター便と組み合わされた徳島阿波おどり空港発のアウトバウンド国際チャーター便に係る企画旅行商品をPRするパンフレット・広告等であること。 ○1社当たりの座席販売数30席以上である旅行商品であること。	1社当たり、1旅行商品ごとの助成対象事業に要した費用の1／2（上限500千円）	旅行業者
6	インバウンド国際チャーター着陸料助成事業	○国外からの訪日（インバウンド）旅客の輸送を目的とする旅客チャーター便。	○徳島阿波おどり空港を発着する旅客チャーター便であること。 ○事業計画又は運航計画において設定された各月の運航回数が、前年同月よりも増加して	着陸料の 1／2以内	航空会社

			いること。		
7	国内チャーター便助成事業	○国内の旅客チャーター便。	○徳島阿波おどり空港を発着する旅客チャーター便であること。	片道当たり 50千円	用機者
8	航空会社利用促進企画助成事業	○航空グループ会社が提案する徳島阿波おどり空港の国内定期路線利用促進企画。	○徳島阿波おどり空港の国内定期路線を運航する航空グループ会社であること。	1 航空グループ会社当たり 500千円	航空グループ会社
9	徳島阿波おどり空港新規路線利用企画旅行商品広報費助成事業	○徳島阿波おどり空港の就航3年以内の路線を利用した企画旅行商品に係るパンフレットの作成や新聞・雑誌への広告掲載等。	○徳島阿波おどり空港の就航3年以内の路線を利用した企画旅行商品をPRするパンフレット・広告等であること。	1 社当たり、助成対象事業に要した費用の1/2（上限50千円）	旅行業者
10	国内チャーター旅行商品造成支援事業	○国内チャーター便に係る企画旅行商品造成に関するパンフレットの作成や新聞・雑誌への広告掲載等。	○徳島阿波おどり空港発着の国内チャーター便に係る企画旅行商品をPRするパンフレット・広告等であること。	1 社当たり、助成対象事業に要した費用の1/2（上限10千円）	旅行業者

〈定義〉

- ・ 「用機者」 … 航空チャーター便を用機する旅行業者のこと。
- ・ 「片道当たり」 … 旅客が搭乗する航空チャーター便の片道当たりのこと。
- ・ 「着陸料」 … 航空機の着陸ごとに支払う空港の使用料のこと。

〈留意事項〉

- ・ 複数の用機者がある場合は、申請者は1者のみとし、当該申請者において調整を図ること。
- ・ 申請者が海外を拠点とする外国事業者のうち、日本語対応不可で日本国内の金融機関に口座を所有しない者であるときは、原則、日本国内に所在する支店又は代理店（委任可）等を申請者とする。
- ・ 同一の案件につき、助成事業の重複申請はできない。ただし、No. 1とNo. 5、またはNo. 7とNo. 10に係る申請はこの限りでない。
- ・ No. 5については、平成29年6月1日以降に実施する事業を対象とすること。
- ・ No. 1、5、7、10については、原則、徳島空港利用促進協議会旅行エージェント部会会員を申請者とする。